

官報

号外 昭和五十年六月十八日

第七十五回 参議院會議録第十六号

昭和五十年六月十八日(水曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第十六号

昭和五十年六月十八日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度農業施策、林業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度沿岸漁業等の施策について)

第二 文化財保護法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 宅地開発公団法案(第七十二回国会内閣提出、第七十五回国会衆議院送付)

○本日の會議に付した案件
一、故元内閣總理大臣衆議院議員佐藤榮作君に對し弔詞贈呈の件
一、請暇の件
一、日程第一
一、國際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議案(石本茂君外五名発議)(委員會審査省略要求事件)

昭和五十年六月十八日 参議院會議録第十六号

一、日程第二より第四まで

○議長(河野三三) これより會議を開きます。元内閣總理大臣衆議院議員佐藤榮作君は、去る三日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

同君に對しましては、すでに弔詞を贈呈いたしました。ここにその弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院は多年わが国の民主政治発展に力を尽くされた国力の増進と國際的地位の向上に貢献し殊に沖繩の復帰を成就されさらにまたノーベル平和賞を授与されました元内閣總理大臣衆議院議員佐藤榮作君の長逝に對しましてついで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(河野三三) この際、お諮りいたします。相沢武彦君から病氣のため十七日間請暇の申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(河野三三) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(河野三三) 日程第一 國務大臣の報告

に関する件(農業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度農業施策、林業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度沿岸漁業等の施策について)

農林大臣から發言を求められております。發言を許します。安倍農林大臣。

〔國務大臣安倍晋太郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(安倍晋太郎君) 農業、林業及び漁業の各昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度に於いて講じようとするそれぞれの施策につきましまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、農業について申し上げます。

最近のわが国農業を取り巻く諸情勢を見ますと、長期間にわたって過剰を続けてきた世界の農産物需給は、近年、基調の変化を来しており、国内経済も高度成長から安定成長への転換の過渡期に当たっております。

このような経済情勢の変化の中で、農業生産資材価格は高騰し、農業経営に大きな影響を及ぼしましたが、現時では要したものの、現在、農業は徐々に新しい条件に對応しつつあります。

一方、経済活動の停滞に伴って、農業就業人口の減少率の低下や農用地の農業外への流出の減少など、従来とは異なった動きも生じております。

農業の他産業に對する比較生産性は、四十八年度においてはかなり上昇し、農家の生活水準も世帯員一人当たり家計費において勤労者世帯を上回っております。

また、基幹男子農業専従者のいる農家は、総農家数の三割、農業生産の六割強を占めており、最近、これらの農家を中核として、農作業の受託や集團的生産組織の形成が進んでおります。

このような農業をめぐる諸情勢の変化のもとで、第一に、土地・水等の国土資源の確保とその有効な活用を通じて農業の健全な発展を図り、国内の食糧供給を強化していくこと、第二に、食糧

の安定的供給と農産物價格の安定を図るための價格政策の充実、第三に、農業生産の中核的担い手となる農家を育成し、これを中核として、生産の組織化を図ることが重要な課題となっております。

以上のような最近の農業の動向を踏まえて、昭和五十年度におきましては、国民食糧の安定確保を図るための土地・水資源の確保整備とその高度利用、農業生産の中核的担い手の育成、農産物の價格の安定、農村地域の計画的な整備開発、食料品の流通加工の近代化と消費者保護政策の拡充を図るとともに、農産物輸入の安定化を進めるなど総合的な食糧政策を推進することとしたしております。

第二に、林業について申し上げます。

まず、四十八年から四十九年にかけての木材の需給関係を見ますと、木材需要は、四十八年には大幅な増加、四十九年には一転して急減と大きく変動しました。木材供給は、國産材が停滞傾向を続けていたのに対し、外材輸入は、四十八年には大幅な増加を示し、四十九年には逆に前年を下回っております。また、木材価格は、四十八年には上昇し、四十九年には急落しております。この

ような需給及び價格の急激な変動は、国内林業の振興、流通加工の近代化、合理化、住宅建設の円滑な推進等に支障を及ぼしております。わが國への木材輸出、とりわけ開發途上國に多大の影響を与えており、木材の需給及び價格の安定が強く求められております。

次に、四十八年の国内林業の動向を見ますと、素材生産量、人工造林面積ともに前年を下回りましたが、林業経営の収支は、木材價格の上昇等により、前年に引き続きかなりの改善が見られるに至っております。

また、近年、急速に高まっている森林・林業に對する國民の多面的な要請にこたえるためには、林業従事者による適切な森林施業を通じて、活力ある森林資源を維持、造成することが必要となつて

故元内閣總理大臣衆議院議員佐藤榮作君に對し弔詞贈呈の件 請暇の件 國務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度農業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度沿岸漁業等の施策について)

昭和五十年六月十八日 参議院會議録第十六号

おります。

以上のような森林・林業の動向にかんがみ、第一に、木材供給の安定のため、需要面での安定が要請され、供給面においては国内生産体制の整備、輸入の安定的確保、流通加工の近代化合理化の推進が必要であり、第二に、国内林業の振興のため、林業生産基盤の整備等の施策の積極的な推進とともに、林業を地域振興の全体的計画のもとに適切に位置づけて山村地域の振興を図ることが重要な課題となっております。

以上のような最近の林業の動向を踏まえて、昭和五十年度におきましては、林道及び造林事業の計画の推進、林業構造の改善、林産物の需給の安定及び流通加工の合理化の推進、林業従事者の福祉の向上等に重点を置いて施策を推進することといたしております。

第三に、漁業について申し上げます。

まず、漁業生産の動向を見ますと、最近、その伸び率はやや鈍化傾向を示しておりますが、水産物の消費は中高級魚介類を中心に増大しており、動物性たん白質の約半分が水産物によって供給されております。

水産物価格は生産地価格、消費者価格ともかなり上昇しましたが、四十九年に入りまして、消費者価格は一般物価並みに上昇しているのに対し、生産地価格の上昇率は鈍化しております。

漁業経営は、四十八年には魚価の堅調に支えられて好収益を上げましたが、四十九年に入ると、資材費の高騰に加え、賃金の上昇もあって、経営条件はきわめて厳しいものになっております。

漁業をめぐる環境は、国内的には、沿岸水域における公害の発生等により漁場環境が悪化し、また、国際的には、第三次国連海洋法会議における各国の意向にも見られるように、広範な経済水域の設定の動きが大勢を占めようとしており、わが国の沖合い、遠洋漁業をめぐる環境はきわめて厳しい状況になってまいりました。

以上のようなわが国漁業が直面している事態の

国務大臣の報告に関する件（農業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度農業施策、林業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度漁業施策等の実施について）

もとで、今後のわが国漁業において、第一には新しい海洋秩序へのわが国漁業の対応、第二には沿岸漁場の見直しと沿岸漁業の振興、第三には漁業経営の安定、第四には水産物の有効利用の促進が重要な課題となっております。

以上のような最近の漁業の動向を踏まえて、昭和五十年度におきましては、海洋水産資源の開発と海外漁場の確保、沿岸漁場、漁港等の生産基盤の整備、漁業公害対策等の拡充強化、漁業経営の近代化の促進、水産物の流通加工の合理化等の施策を推進することといたしております。

以上をもちまして、農業、林業及び漁業の各年次報告及び講じようとする施策の概要の説明を終わります。（拍手）

○議長（河野三三） ただいまの報告に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。志苦裕君。

「志苦裕君登壇、拍手」

○志苦裕君 私は、日本社会党を代表して、ただいま報告のありました農業、林業、漁業に関するそれぞれの報告について、総理並びに関係大臣に質問いたします。

三木総理には御静養のところ、おいでいただきまして感謝いたしますが、無理のない程度にお答えをいただきたいと思ひます。

さて、ことしの農業白書は、端的に言って、不況は農業発展のチャンスだという見方をとっております。つまり、わが国農業は、これまでの高度成長のもとで、消費水準が急に上がったため、労働力や土地の流出、生産資材の高騰、地力の減退、生態系や環境の問題など、さまざまな困難を抱え込んでいたが、景気の鎮静化、不況で消費の伸びも山を越し、農地の転用も鈍り、人手も幾分か帰ってくるなど、農業のためにはいい動きになってきたというのであります。大変結構ですが、お

よそ人々の気持ちとはかけ離れた楽観論だというのがもっぱらの評判であります。それはともかく、白書の現状認識と農業発展の

契機はこのようなものでありますが、果たして日本経済の現状、すなわち低成長は構造的なものでしょうか、それとも景気の循環なのか、今後の農政の前提問題でありますだけに、総理の見解を伺っております。

農政当局者には気の毒であります。おおよそ評判は芳しくありません。農民はいささかばかりに農政の悪口を言うのであります。農業再建のチャンスをつたい上げる白書は、こうした悪評に對して何らの反応も反省も示しておりません。高度成長十五年にわたる農業と農民の苦悩に對し、それは高度成長のせいだと言っただけでいいものでしょうか。それを是認し、それに追隨し、積極的に調和してきた農政そのものに責任はないとしても言うのであります。われわれはいたずらに過去を責めるのではない。景気がよからうと悪かろうと、弱いところに犠牲を強いるのが資本の本質であるだけに、体質の弱い農業がまたしてもしわ寄せを受けないために、反省の中から知恵をくみ取ろうとしておるのであります。農林大臣の答弁を求めます。

今日、農政が目標とする国民食糧確保の緊急課題は、政府が命令をすればそれでできるものではなく、農民の理解と全国民の合意を必要といたします。その国民的合意を農政への不信で妨げるものがあつては断じてなりません。総理の見解も伺いたいと思ひます。

とまれ、白書は、低成長は農業の出番だと言うのであります。そのことの当否は後ほど問うとして、私は、周りの状況次第でくるくる変わる他力本願の発想が気に入らない。国土を循環的に活用して生産活動を続けることのできる農業こそ、まさに全産業の基盤であり、国民生活と国の安全保障なのであります。これを基本にむしる周りを対応させるという姿勢が求められておるのであります。農林業はまた、単に食糧供給だけではなく、大気を浄化し、水源を涵養し、国土を保全する等の機能を持ち、価格に換算すると、

年間十八兆円と試算をされるのであります。やれ見直しであるとか、攻めだとか、またその見直しだとか言っておりますけれども、まさに国家百年の計で、大地に根を張ったこの価値を見詰め、これに正當な地位を与え、財政投資を惜しんではならぬのであります。総理、農林大臣、そして大蔵大臣の答弁を求めます。

さて、白書は、食糧供給力を高めるために、農業生産の担い手を、経営規模の大きい生産性の高い農家として育成しようとしております。このために相当のスペースを割いて、中核農家への土地の集積の必然性、必要性を説き、低成長はその好機だと分析をしていますが、私は、この際、農業基本法を引用をして注意を喚起したいと思ひます。

農業基本法は、高度成長に伴って、他産業との格差や、消費水準の向上、労働力の移動等が行われておるから、経営規模の拡大をやつて効率的な農業生産をやらうというものであります。農基法は、高成長だから規模拡大を、白書は、低成長だから規模拡大を、というのであります。状況が変わり、基本目標が変わつても、この基調だけは変化がありません。農基法では自立経営農家百万戸を、白書では三割の中核農家をそれぞれ対象とすることもまた同じ発想であります。何よりも国民食糧の確保を強調しながら、輸入依存の基調はいささかも変わっていないのであります。一体、これで構造的な世界の食糧危機のもとで、日本国民の食糧が確保できるでありましょうか。農基法は高成長のための受け皿の整備と格差是正が目標とされ、今日は国内における食糧供給力の確保が要求されておるのでありますから、発想も手段も根本的に変わつてこなければならぬと考えるのであります。総理、農林大臣の答弁を求めます。

この際、指摘したいのは、白書が好材料とする消費の頭打ちとか、労働力の還流などは景気後退の現象であり、農外所得の伸びや受託、委託の進

行等は高成長の現象だといふのであります。矛盾する二つの現象を都合よく結び合わせて、政策意図に誘導しようとするのは農民を信頼をしたやり方ではありません。

農林大臣、農民は農業でやれないから飯米取りか、荒らしづくりで農外所得にありつこうとしておるのであります。そして、この不況で一層苦しくなっているわけです。土地の資産的保有は地価や農地制度のせいだけではなく、いつ還流者すなわち潜在失業者になるかもしれない不安定性、古くして新しい農民の宿命のような生存への不安から生じておるのであります。不況を農村が肩がわりをすれば、還流者は潜在過剰人口になり、必然的に零細土地所有は固定化をいたします。決して還流者の人手を当てにできて都合がいいなどというのんきなものではないのであります。事情はどうあれ、規模拡大、効率生産だといふのは破綻の上塗りではありませんか。農民と苦悩をともにして、もっと丁寧な論議と扱いを要求します。規模拡大によって農業の担い手となるであろう農家も、不況で農外収入の影響を受ける農家も含めて、今日の事態が農業の集約的組織の契機となるように農政を展開すべきであるし、農振地区からも外される山村など九十万ヘクタールの農地を耕す農民にも適切な対策が講じられるべきであります。農林大臣の答弁を求めます。

価格政策の重要性を指摘をしておることも白書のポイントであります。農業者に相応の所得をという表現は、「分相応」という意味できわめて不適切な言葉であります。とまれ、価格政策の強調に異論はありません。だが、どういふ意味で重要かは不鮮明であります。言うまでもありませんが、農基法は価格政策への傾斜はむしろ排除をして、日本農業が非効率な生産で国際価格よりも割り高になるというのであれば外国農産物を輸入せよという発想を持ったものであります。価格政策の強調はこの発想の転換を意味するのであります。農林大臣の見解を求めます。

政府の自費をする新価格体系は、たとえば五十年度の豚肉、加工原乳がいずれも農家の生産意欲を失わせるものであったように、安定成長を名目に農民に犠牲を強いるようなものであつてはなりません。

わが党は、かねてから農産物価格の不統一がわが国農業の発展を妨げる大きな要因であること、主な農産物は生産費所得補償方式で統一すべきことを主張し、さしあたって農安法、糖安法の改正を提案しているところであります。政府は、作物ごとの性質の相違から支持価格の算定方式を単一化できぬとして普通作物を安売死させてしまいましたが、白書の強調する価格政策の重要性とはいかなるものなのであるでしょうか。また、一定の評価を与えている複合経営は、モノカルチャーに比べて生産性の低下を認めなければならぬが、これを安定させるための所得保障、さらにはコストの重要部分を占める資材の独占価格と価格操作の規制をどうするか、あわせて農林大臣の答弁を求めます。

なお、関連をして、ことしの米価決定をめぐって、歳入欠陥を理由とする抑制の動きがあり、逆さや解消をねらう同時諮問も云々されておりますが、財政的理由をもって本来のたてまを崩すことは許されません。大蔵大臣、農林大臣の方針をこの際伺っておきたいのであります。

わが国の食糧自給率はほとんど低下をしております。三十五年に八九％だったものがついに七％に、穀物では四％に下がったと指摘をしております。一体、事の原因を明らかにすべきであります。カロリー換算では恐らく五〇％を割っているものと考えられますが、一億一千万の国民のうち六千万近くが外国食糧に依存をし、もしものことでもあればたちまちに飢える、その混乱は石油どころの比ではありません。もしもの場合、国内食糧だけでは一体一人当たり何カロリーになるのでしょうか、参考のために伺っておきます。ところで、白書は、世界穀物の在庫の減少や不安定性、わが国自給率が最低で、世界貿易の一割も食っていると認めながら、なお輸入依存を諷刺する理由に資源的制約と高い消費水準を挙げているのであります。確かにパン食は普及してはいますが、そう言った要因は、敗戦後の食糧不足をよい契機にして、アメリカの余剰小麦が米に強制的に代替をさせられて定着をしたからであります。肉もまたアメリカ等の穀物を前提にして拡大をしたものです。アメリカはこのようにして余剰農産物で世界支配の足場を築き、今日では食糧危機を背景に戦略物資といたしております。この支配から抜け出さない限り、輸入国日本の農業は破壊をされ、食糧の危機は固定化をされてしまします。高い食糧水準を口実に輸入を続ける政策を改め、思い切った農業拡大と、濃厚飼料から粗飼料に重点を移した畜産の振興で飛躍的な自給率の向上を図るべきであります。

昭和六十年を目標とした農業政策の方向では、穀物自給をさらに三七％まで下げるとしておりますが、全くの暴挙です。この際、食糧問題はそれをつくる農漁民だけの問題ではないということ念頭に置いて、農産物の自給と備蓄のための法律をつくる用意があるかどうか、総理大臣、農林大臣の答弁を求めるとともに、繰り返し自給体制の放棄に警鐘を鳴らすものであります。

次に、林業についてお尋ねいたします。わが国の木材もまた年々自給率が低下をいたしております。四十八年は三六％となつておりますが、昭和四十八年の三月に閣議で決定をした長期需給の見通しでは、五十六年には二七％ぐらいたがらるだろう、こう考えられておったのであります。早くもその初年度でそこまで落ち込んだわけでありまして、ゆゆしき事態であります。しかも、輸入量が世界総量の五三％を占めるとあつては、輸出の経済社会に及ぼす影響と責任もまた大きいわけでありまして、このような事態についてどのような理解を持っておられるか伺いをいたします。

資源問題の台頭以来木材も資源ナショナルリズムの対象となつていゝ中で、昨年は不況の進行で木材需要が激減をし、国内業界はもろんのこと、東南アジア輸出に深刻な影響を与えました。そこで、白書は、総需要抑制の転換を待望する印象で貫かれるわけでありまして、果たして需要拡大で根本問題の解決になるものでありましようか。長期的に見た木材の需要の急激な変動を避ける政策が必要と考えるのでありまして、具体策を農林大臣にお伺いいたします。

木材の伐採量と造林面積の年々低下が示すように、林業生産はじり貧であります。林業の持つさまざまな制約、農山村の過疎化、労働力の不足等で民有林の不振が大きく、公社、公団の造林もかなりの成果を上げていゝといふものの、なお飛躍的に進めるためには、国による分取方式で拡大造林を行うことが、雇用対策等の意味も含めて必要と考えます。農林大臣の答弁を求めます。また、大商社や資本の資源略奪、価格操作、輸入の独占的支配が問題となつておりますが、その規制と、さらに生産の担い手である林業労働者の福祉、すなわち社会保険の適用、振動病対策、時間規制、賃金等に積極的な配慮を求めるものであります。農林大臣の答弁を求めます。

次に、漁業についてお伺いいたします。わが国漁業の総生産量は引き続き世界一位であります。その環境は著しく悪化をいたしております。特に沿岸における漁業は高度成長の犠牲にされ、これまでに三百四十万平方キロの漁場八百平方キロの漁業権がつかれ、汚染は深刻であります。さらに、国連海洋法会議での経済水域二百キロという資源ナショナルリズムの反響に遭つて、世界一の漁業も大変な危機であります。それだけに実に多くの問題をはらんでいるのであります。時間の関係で多くを尋ねることができませんので、この際は、価格政策と国際漁業の二つに絞って質問をいたします。

昭和五十年六月十八日 参議院會議録第十六号

ておりますが、白書も指摘をしておりますように、依然として大漁漁獲から解放されないのは政府の価格政策の責任であります。漁民も消費者も一様に水産物の複雑な流通機構の改革を求めておりますし、魚の供給を安定的に増大をさせるためには、生産費所得補償方式を取り入れた価格制度が不可欠なものであります。遠洋一本やりの漁業政策をこの際改めて、水産物価格安定法の制定を軸にして、流通から消費にわたる総合的な価格政策を確立する意思がありますかどうか、農林大臣の答弁をお願いいたします。

最後に、国際漁業問題についてお尋ねいたします。領海十二海里、経済水域二百海里はすでに大勢であります。これによってわが国は、漁獲量で四百五十万トン、金額にして四千億円、職場を失う労働者延べ十五万三千人と言われております。この事態を見越してすでに大手業界は、たとえば、日魯漁業の新規採用中止、マグロ部門の切り捨て、加工部門の閉鎖など、労働者への犠牲を切り抜けるよういたしております。政府はこのような業界をどう指導されますか、遠洋部門をどのように整理し、再編成をいたしますか、職場を失う労働者の雇用には政府が責任を持つべきだと考えるのであります。あわせて農林大臣の答弁をお願いいたします。

わが国は、資源と経済における先進国の主権侵害と安全侵害は許さないという発展途上国の主張と水産資源保護の主張を支持し、この観点で新しい国際秩序を確立すべきだと述べてきたところであります。さらに、国内的には総合食糧政策の中に水産政策を明確に位置づけ、漁業生産を利潤追求、企業採算主義の大資本漁業に依存をしない、資源の保護、食糧の生産、労働者の雇用確保の三点を基本に置いた大改革をすべきだと主張しております。ポスト海洋法における日本漁業のあり方について総理の明快な答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣三木武夫登壇、拍手〕

国務大臣の報告に関する件(農業基本法に基づき昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年度農業施策、林業基本法に基づき昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年度林業施策並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年度沿岸漁業等の施策について)

五九四

○国務大臣(三木武夫君) 志苦議員の御質問にお答えをいたします。私には五問ばかりの御質問があったと思ひます。他は農林大臣からお答えいたします。

高度成長のもとにおける農業の不振、これは構造的なものか、循環の局面かという御質問でございますが、今日までの高度経済成長という、それを支えてきた条件はすべて失われてきたわけでありまして、したがって、これからは安定成長といわれておる、そういう経済運営の軌道に軌道を切りかえていかねばならない。農業というものは、これはわが国の食糧の供給という社会生活の大前提をなす重要な産業でありますから、正当な地位が与えられなければならないわけでありまして、これが高度経済成長のもとにおいては、むしろいままでよりもバランスのとれた日本の発展をこれは意図していかねばなりませんから、農業が正当な地位というものをわが国産業の中でこれは確立する一つの機会だととらえておるわけでございます。

第二の点は、国民の食糧確保のためには農民の理解、全国民の合意が必要であるということ、これは、全同感であります。そういう国民的な合意がなければ、農業の、食糧の確保というものは達成できません。これは、農林大臣の答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

また、農業は全産業の基盤であるから、正当な行政的地位が与えられなければならないという

志苦議員の御発言に対しても全く同感でございます。やはり農業というものの、食糧という基礎物資の生産ばかりでなしに、国土の自然環境の保全という大きな役割もございまして、農業というものの健全な発展なくして、地域の社会というものの、健全な地域社会は維持できないというもので、農業の持つ役割を高く評価するものであります。したがって、今後は国内の生産体制を整備し、また一方において潜在的な農業生産力というものを培養しなければいけません、土地基盤整備なども重要なこれは政策の根幹をなすものだと考えております。自給力を高めるほか、全部食糧を自給するということとは不可能でありますから、輸入の安定化に努めるなどして、総合的な政策を積極的

に推進していきたい。そういう政策を実施していくについては、行政上正当な地位が与えられるべきは当然のことだと考えるものでございます。それから木材の問題についていろいろ御懸念の点をお述べになりましたが、われわれも全く木材の輸入が非常に激増していき、また森林資源というものは、やはり各国ともこれを大事にしなければならぬという資源ナショナルリズムの一環として木材資源というものは取り扱われてきておる。しかし、今日の日本は、戦後乱伐と言つてもいい、森林資源というものを消費いたしました。したがって、まだ造林した森林が伐採期に達してないといううような状態がありまして、木材の輸入というものは相当やはり続くものと見なければならぬ。そうなるにつれて、輸入に比べていく程度——国内の需要を、国内のやはり森林資源の培養ということに力を入れますにしても、相当期間輸入木材に依存しなければならぬので、海外の森林資源の造成の面などにも力を入れなければならぬ。ただ海外から木材を輸入してくるというだけでなくして、相手の国々の伐採された後の森林資源のやはり造成などに對しても国際協力を大いに進めて、ただ日本が収奪するというような、森林資源を収奪するというような印象を与えることは避け

なければならぬ、こういうふうに考えておるわけでございます。

次には、水産政策についていろいろ御質問がございましたが、私も大変に心配をしております。まあ、海洋会議の結果がどういふふうになりますか、今日の予測では、日本の漁場は次第に狭められてくるというわけでございます。また石油や資材費の高騰によって漁業経営が一段と困難にもなつていく。しかし、水産業というものは、わが国食糧の中における動物性たん白質食料の約五〇％という率を占めておるわけでございます。この観点に立つて、漁業資源の保存、労働力の確保というものは、これは国際環境も非常に厳しくなつておる中で、今後水産資源を確保していくのは、従来のような安易な方法ではいけない。よほどこの問題についてはきめの細かい水産政策を政府はとつていかねば、この動物性たん白質食料の確保というものは非常に困難が起こること、こういう心配のもとに、まあ、これは国内問題ばかりではございませんから、国際的協力などを通じて今後積極的に取り組んでまいりたい所存でございます。(拍手)

〔国務大臣安倍晋太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(安倍晋太郎君) まず、第一点の、農業の位置づけの問題でございますが、先ほども総理から御答弁がありましたように、われわれは、農業につきましては国民生活の基礎物資であるところの食糧を供給するという重要な使命を果たしておるだけでなく、国土と自然環境を保全し、健全な地域社会を維持する上で大きな役割を果たしておる。したがって、農業の健全な発展なくしてはわが国経済社会の調和のある発展はないものと確信をいたしておるわけでありまして、

農政の推進に当たりましては、国際的な食糧の最近の事情の変化等から見まして、将来にわたる国民食糧の安定的な供給を確保するために、国内生産体制を整備をいたしまして、可能な限りの自

価格政策につきましては、従来から農業基本法
の方向に従ひまして生産・構造政策の推進とあわ

しかし、基本的には両米価を、生産者米価と消費者米価ともに相互に関連をさして決定をすべきもの

なお、輸入がストップした場合における一人当たりの自給食糧によるところのカロリーはどうか。

水産関係につきましては、水産物の生産が自然

昭和五十年六月十八日 参議院会議録第十六号

的な条件に非常に左右される、大漁貧乏が起るというところでございますので、この価格の安定というところにつきましては非常に大事なことであると考えておるわけでございます。現在、五十年年度におきましても、共販体制を整備するとか、あるいはまた大規模な冷蔵庫の計画的整備等も行つておるわけでございますが、今後とも総合的な価格政策の充実のためには積極的に努力してまいりたいと思ひます。

また、海洋関係につきましては、現在第三次海洋法、非常に深刻な状態でございますが、これに對処して、やはり今後とも海洋をめぐつて予想されるいろいろな事態に對処をいたしまして、国際的な漁業協力を推進をいたして、わが国の海外における漁獲の確保を図つていかなければならないと思ひます。

漁業労働者の雇用の問題につきましては、運輸省あるいは労働省等関係省庁とも十分連絡をとりまして、漁業労働者に不安のないように對処していきたくと思ひます。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 私に對する第一の御質問は、農業に對する財政投資の問題でございます。

農業が、御指摘のように全産業、国民生活の基盤を形成するものであり、国土と自然環境を保全する上において重要な役割を果たしておられますこと、御指摘のとおりでございます。最近の国際的な環境は、食糧の需給が緊張いたしておる中で、食糧の安定的な供給を確保するということが容易ならぬ工夫と努力を要することは、これまで御指摘のとおりでございます。そういった認識に立ちまして、財政面から農業に對しまして所要の財政投資を考へていくべきでありますこと、財政当局といたしまして、今日までも考へてまいりましたし、今後も鋭意努力してまいりたいと思ひます。

第二の点は、ことしの米価の決定についてのお

国務大臣の報告に關する件(農業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度農業施策、林業基本法に基づく昭和四十九年度年次報告及び昭和五十年年度林業施策等の施策について) 議事日程追加の件 国際婦人年にあたり 婦 五九六

話でございます。

この点につきましては、すでに農林大臣から政府の立場がお話されたわけでございます。もとより、財政当局といたしまして、米価というものは、産業政策、経済政策、福祉政策、労働政策、いろいろな角度から見なければならぬもので、財政的な都合ばかりで物を申し上げるつもりは毛頭ございません。ただ、今日、食糧に對する一般會計の繰り入れが八千四百億にも上つておるといふ事實は、食糧制度の安定的な運営を図る上から大きな問題を投げかけておるわけでございまして、私といたしましては、鋭意この改善に努力をしなければならぬと思ひます。さししてただきたいと思ひます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野謙三君) この際、お諮りいたします。

石本茂君外五名發議にかゝる国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議案は、發議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して、これを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

よつて、本案を議題といたします。市川房枝君、發議者の趣旨説明を求めます。

国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議案
右の議案を發議する。

昭和五十年六月十七日

發議者

石本 茂 田中寿美子
柏原 ヤス 小笠原貞子

中沢伊登子 市川 房枝
賛成者 岩上 好子 大鷹 淑子
川野辺 静 山東 昭子
中村 登美 粕谷 照美
佐々木静子 鈴木美枝子
香取タケ子 安武 洋子
山中 郁子

参議院議長 河野 謙三殿

国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議

国際連合は、国連憲章、世界人権宣言の趣旨に基づき本年一九七五年を国際婦人年と宣言し、男女平等の促進、政治、経済、社会、文化の発展計画への婦人の十分な参加の確保、国際平和に限り増大しつつある婦人の役割の認識、これら三目標を達成するため、集中的な行動を行ふと決定している。

国際連合第二十二回総会の「婦人に対する差別撤廃宣言」は、第一条で、「男子との平等を事実上、否定または制限する婦人に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に對する侵犯である」とうたつてゐる。日本国憲法第十四条は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない」と規定していることをここに改めて確認する。

現在、我が国において、人口の過半数を占める婦人は、政治、経済、社会、文化の諸分野においてその役割をはたしつつあるとはいへ、なお、その能力を全面的に發揮しうる社会的環境が必ずしも十分とはいえず、賃金、雇用の機会をはじめ社会生活における事実上の男女の不平等が存在している。

このように婦人を差別的に取扱う慣行を是正するとともに、特に母性としての社会的責務に照らし、十分な保護を確立するために、すべての適切な方策がとられるべきである。

政府は、国際婦人年を契機として、婦人に対する差別撤廃、婦人の地位向上に關する国際連合の宣言、決議、条約及び勧告を国内の施策に反映し、これを実現するための行動計画を策定し、実施を上げるために全力をつくすべきである。

〔市川房枝君登壇、拍手〕

○市川房枝君 ただいま議題となりました国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議案の提案の経緯と、その趣旨を簡単に説明いたします。

国際連合主催の世界婦人會議は、明十九日よりメキシコ市で開催されることになり、政府任命の代表団は十六日に出発いたしました。

なお、この會議には、出席を希望された各党の婦人議員十名が顧問として今夕出発されることになっております。

この大會では、二十日に、日本の首席代表であります藤田たき氏が日本を代表して演説をすることになっております。その中で、日本の國會が婦人の地位の向上を図る決議をしていただいたことも報告できれば日本の面目と存じ、せんだつて来、衆議院七名、参議院十八名の全婦人議員が超党派の立場で集まりまして、決議文の案を起草し、婦人議員からそれぞれの党の御了解を得た次第でございます。

参議院におきましては、五党のほか二院クラブも加わり、自由民主党の石本茂氏、日本社会党の田中寿美子氏、公明党の柏原ヤス氏、日本共産党の小笠原貞子氏、民社党の中沢伊登子氏と私の六名が発議し、志村政務次官を除く十一名の全婦人議員を賛成者として提出、年長のゆえをもって私が説明することになりました。(拍手)

決議文を朗讀いたします。

国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議
国際連合は、国連憲章、世界人権宣言の趣旨

五九二

文化財保護法の一部を改正する法律案

五九八

の保存に当たることを適当と認める者に対し、そ

の保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合に、第三十五條第二項及び第三項の規定を準用する。

第三章の三に次の三條を加える。

(重要無形民俗文化財の記録の公開)

第五十六條の十九 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形民俗文化財の記録の所有者からその記録を国の補助を受けて公開したい旨の申出があつた場合には、第五十六條の七第三項及び第四項の規定を準用する。

(重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第五十六條の二十 文化庁長官は、地方公共団体その他重要無形民俗文化財の保存に当たつたことを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第五十六條の二十一 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第五十六條の九の規定を準用する。

第五十七條の前の見出し中「発掘」を「調査のための発掘」に改め、同条第一項中「土地を発掘して埋蔵物である文化財(以下「埋蔵文化財」という。))について調査」を「土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。))について、その調査のため土地を発掘し」、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「必要な事項」の下に「及び報告書の提出」を加える。

第五十七條の二に見出しとして「(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)」を加え、同条第一項中「周知されている土地」の下に「(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。))」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替へるものとする。

第五十七條の二の次に次の四條を加える。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第五十七條の三 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第五十七條の六において「国の機関等」と総称する。))が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求め、べき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前四項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。))であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第五十七條の四 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関

し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第五十七條の五 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第五十七條第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三箇月を超えてはならない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一箇月以内になければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六箇月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつ

た場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一條第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第五十七條の六 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第五十七條第一項又は第九十八條の二第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求め、べき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前四項の場合には、第五十七條の三第五項の規定を準用する。

第五十八條第一項を次のように改める。

文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため

昭和五十年六月十八日 参議院会議録第十六号

文化財保護法の一部を改正する法律案

六〇〇

国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

第五十八條第二項中「自ら」を削り、「基く」を「基づく」に改め、同条第三項中「第三十九條の下に」(同条第三項において準用する第三十二條の二第五項の規定を含む。)を加える。

第七十三條第一項中「損害」を「損失」に改める。
第八十條第一項中「但し」を「ただし」に、「措置をする」を「措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る」に改め、同條中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第八十条の二第一項中「但し、前条」を「ただし、第八十条」に改め、同条を第八十条の三とし、第八十条の次に次の一条を加える。

(関係行政庁による通知)
第八十条の二 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定める

ものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（同条第一項の規定によ

る許可の権限が都道府県教育委員会に委任されているときは、当該委任を受けた都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

第八十一条第二項中「損害」を「損失」に、「政府」を「国」に改め、同条第三項中「第五項」を「第七項」

に改め、同条の次に次の一条を加える。

第八十一条の二 管理団体である地方公共団体そ

の他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のために買い取る必要があると認められるものを買

い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

第八十三条第二項中「損害」を「損失」に、「政府」

を「国」に改める。

第八十四条を削り、第五章の二中第八十四条の二を第八十四条とする。

第八十四条の第三項第三号中「保持者」の下に「又は保持団体」を加え、同項第四号中「重要民俗

資料」を「重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財」に改め、同項に次の三号を加える。

七 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除

八 選定保存技術の選定及びその選定の解除

九 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

第八十四条の第三第二号中「現状変更」を「現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項第五号中「重要文化財」を「国による重要

文化財に改め、同項第七号及び第八号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第九号中「無形の民俗資料」を「重要無形民俗文化財」以外の無形の民俗文化財」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二 遺跡の現状変更となる行為についての
停止命令又は禁止命令の期間の延長
第八十四条の三第三項第十三号中「現状変更等」
を「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」に改

め、同項第十五号中「現状変更等」を「現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為」に改め、同項第

十六号中「現状変更」及び「現状変更等」を「現状変

条を第八十四条の二とし、第八十四条の四及び第

八十四条の五を順次一条ずつ繰り上げる。

第五章の二を第五章の四とし、第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)
第八十三条の二 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第一項又は第二項の定めると

ころにより市町村が定める地区をいう。

（伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護）

第八十三条の三 市町村は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域内においては、都市計画に伝

この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従ひ必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

2 市町村は、前項の都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 都道府県知事は、第一項の伝統的建造物群保

存地区に関する都市計画についての都市計画法による承認に当たつては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定若しくはその取消し又は条例の制定若しくはその改廃を行った場合は、文化庁長官に対し、その旨を報告しなければならない。

5 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に関

し、必要な指導又は助言をすることができる。

第八十三条の四 文部大臣は、市町村の申出に基

づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとつてその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

2 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

（選定の解除）

第八十三条の五 文部大臣は、重要伝統的建造物

群保存地区がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。

(管理等)に関する補助

第八十三条の六 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、

修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第五章の三 文化財の保存技術の保護
(選定保存技術の選定等)

第八十三条の七 文部大臣は、文化財の保存のため

めに欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。

2 文部大臣は、前項の規定による選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団

体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 一の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体を併せてすることができ

る。

4 第一項の規定による選定及び前二項の規定による認定には、第五十六条の三第三項から第五項までの規定を準用する。

(選定等の解除)

第八十三条の八 文部大臣は、選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 文部大臣は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 前二項の場合には、第五十六条の四第三項の規定を準用する。

4 前条第二項の認定が保持者のみにしてなされた場合にあつては、そのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみにしてなされた場合にあつては、そのすべてが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては、保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、文部大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第八十三条の九 保持者及び保存団体には、第五十六条の五の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(選定保存技術の保存)

第八十三条の十 文化庁長官は、選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他選定保存技術の保存のために必要

と認められるものについて適当な措置を執ることができ。

(選定保存技術の記録の公開)

第八十三条の十一 選定保存技術の記録の所有者には、第五十六条の十九の規定を準用する。

(選定保存技術の保存に関する援助)

第八十三条の十二 国は、選定保存技術の保持者若しくは保存団体又は地方公共団体その他その保存に当たつたことを適当と認める者に對し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができ。

第八十五条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第四号中「第五十六条の七第二項」の下に「及び第五十六条の十六」を、「第五十一条の二の下に」「第五十六条の十六で準用する場合を含む。」を加え、同項第八号中「第八十条第五項」を「第八十条第七項」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第五十七条の五第二項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定によるこれらの命令の期間の延長

第八十五条の三第一項第一号中「現状変更等」を「現状変更又は保存に影響を及ぼす行為」に改める。

第八十七条中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、「(昭和二十三年法律第七十三号)を削り、「但し」を「ただし」に改め、「(同法第四号第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)」を削る。

第八十七条の二中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「所管換又は所屬替」を「所管換え又は所屬替え」に改める。

第八十八条第一項中「民俗資料」を「有形の民俗文化財」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第二項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第八十九条中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

文化財に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第九十条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第二号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「所管換」を「所管換え」に、「所屬替」を「所屬替え」に改め、同項第三号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「き損」を「き損し」に改め、同項第四号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第六号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。

「前項第八号の場合に係る通知には、第八十四条第一項の規定を削り、同条第三項中、第六号又は第八号を、又は第六号」に改める。

第九十一条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第九十二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同項第二号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「き損」を「き損し」に改め、同項第四号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第九十四条中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「当り」を「当たり」に、「当る」を「当たる」に改める。

第九十五条第一項及び第五項並びに第九十五条の三第一項及び第三項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第九十五条の三の次に次の一条を加える。

第九十五条の四 第九十五条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要に限度に

において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第二十二條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第九十六条中「自ら」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

第九十八条第二項中「重要民俗資料、重要無形文化財」を「重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第九十八条の二 地方公共団体は、文化庁長官が第五十八条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。

3 地方公共団体は、第一項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

5 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第九十八条の三 都道府県の教育委員会が前条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合には、第五十九条及び第六十二条の規定を準用する。この場合において、第六十二条中「第五十九条第一項又は前条第二項」とあるのは、「第九十八条の三第一項において準用する第五十九条第一項」と読み替えるものとする。

2 前項の場合に係る第六十三条の規定の適用に

昭和五十年六月十八日 参議院會議録第十六号

文化財保護法の一部を改正する法律案

六〇二

つては、同条第一項中「第五十九条第一項又は第六十一条第二項」とあるのは、「第九十八条の三第一項において準用する第五十九条第一項」とする。

(地方債についての配慮)

第九十八条の四 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

第九十九条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「第五十六条の六第二項」を「第四十六条の二第二項、第五十六条の六第二項、第五十六条の七第四項(第五十六条の十九第二項、第八十三条の十一で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。」に、「第五十六条の十八で」を「第五十六条の二十一に」、「第七十三条の二」を「第五十六条の十八第二項、第七十三条の二に改め、「第七十五条」の下に、「第八十一条の二第二項」を加え、同項第二号中「取消」を「取消し」に改め、同項第三号中「第五十六条の七第二項」の下に「及び第五十六条の十六」を加え、同項第四号中「取消」を「取消し」に改める。

第一百条及び第一百二条第一項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

(都道府県文化財保護審議会)

第一百五十六条 都道府県の教育委員会に、条例の定めるところにより、都道府県文化財保護審議会を置くことができる。

2 都道府県文化財保護審議会は、当該都道府県の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して当該都道府県の教育委員会に建議する。

3 都道府県文化財保護審議会の組織及び運営に

関し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第一百五十六条の二 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

第一百六条中「禁」を「禁錮」に、「十万円」を「五十万円」に改める。

第七十七条第一項中「棄」を「棄置」に、「禁」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改め、「若しくは料を削り、同条第二項中「禁」を「禁錮」に、「二万円」を「十万円」に改める。

第七十七条の二第二項中「棄置」に、「禁」を「禁錮」に、「三万円」を「二十万円」に改め、「若しくは料を削り、同条第二項中「禁」を「禁錮」に、「二万円」を「十万円」に改める。

第七十七条の三第三項中「前」を「前」に、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条を第七十七条の五とし、第七十七条の二の次に次の二条を加える。

第七十七条の三 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第八十条の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないうで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第五十七条の五第二項の規定に違反して、文化庁長官の現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

者

第七十七条の四 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項(第一百一条第二項で準用する場合を含む。))で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、若しくは損傷若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第五十八条第三項(第一百一条第二項で準用する場合を含む。))で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第七十八条第二項(第一百一条第二項で準用する場合を含む。))で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、若しくは損傷若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第八十一条中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「棄置」を「棄」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第九十九条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削る。

第一百条中「左の」を「次の」に、「二万円」を「五万円」に改め、同条第一号を削り、第二号を第一号とし、同条第三号中「売渡」を「売却」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に、「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 第四十八条第四項(第五十一条第三項(第五十六条の十六で準用する場合を含む。))及び第五十六条の十六で準用する場合を含む。))の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項(同条第七項第五十六条の七第二項及び第五十六条の十六で準用する場合を含む。))、第五十一条の二(第五十六条

の十六で準用する場合を含む。))、第五十六条の十五第二項及び第五十六条の十六で準用する場合を含む。))の規定に違反して、文化庁長官若しくはその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

第一百条中第五号を削り、第六号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 第五十四条(第五十六条の十七及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。))、第五十五条、第八十二条(第九十五条第五項で準用する場合を含む。))又は第八十三条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第五十七条第二項の規定に違反して、文化庁長官又はその権限の委任を受けた都道府県の教育委員会の発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

第一百一条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「三万円」に改め、同条第一号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改め、同条第二号中「第五十六条の十二、第七十五条」を「第五十六条の十二、第七十三条の二、第七十五条」に、「第五十七条第一項、第七十二条第二項」を「第五十七条第一項、第七十二条第二項(第七十二条第二項を「第七十二条第二項」に改め、同条第四号から第七号までを削る。

附 則

1 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

2 (遺跡発見の場合の停止命令等の特例)

この法律の施行の日から起算して五年間は、この法律による改正後の文化財保護法(以下「新法」という。))第五十七条の五の規定の適用につ

いては、同条第二項ただし書中「三箇月」とあるのは「六箇月」と、同条第五項ただし書中「六箇月」とあるのは「九箇月」とする。この場合において、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日前に執行した同条第二項に規定する措置については、同日以後も、なお、同日前の同条の例によるものとする。

(経過措置)

3 文部大臣は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の文化財保護法(以下「旧法」という。)第五十六条の三第一項の規定により指定されている重要無形文化財のうち、旧法第五十六条の三第二項の規定による保持者の認定に代えて新法第五十六条の三第二項の保持団体の認定をする必要があると認められるものについては、この法律の施行後一年以内に、旧法第五十六条の三第二項の規定によつてしたすべての保持者の認定を解除するとともに、新法第五十六条の三第二項の規定により保持団体の認定をしなければならぬ。この場合においては、新法第五十六条の三第三項及び第五十六条の四第三項の規定を準用する。

4 この法律の施行の際現に旧法第五十六条の三第一項の規定により指定されている重要民俗資料は、新法の規定の適用については、新法第五十六条の三第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財とみなす。この場合において、旧法第五十六条の三第二項において準用する旧法第二十八条第三項の規定により交付された重要民俗資料の指定書は、新法第五十六条の三第二項において準用する新法第二十八条第三項の規定により交付された重要有形民俗文化財の指定書とみなす。

5 この法律の施行前に旧法第五十七条の二第一項の規定によりした届出に係る発掘については、新法第五十七条の二及び第五十七条の三の規定にかかわらず、旧法第五十七条の二の規定の例による。

6 この法律の施行前に新法第五十七条の三第一項に規定する事業計画を策定した同項に規定する国の機関等(当該事業計画の実施につき旧法第五十七条の二第一項の規定による届出をしたものを除く。)に対する新法第五十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行後遅滞なく」とする。

7 この法律の施行前に旧法第八十四条第一項の規定によりした届出に係る遺跡と認められるものについては、新法第五十七条の五(旧法第八十七条に規定する各省各庁の長に該当しない新法第五十七条の三第一項に規定する国の機関等にあつては、新法第五十七条の六)の規定にかかわらず、旧法第八十四条の規定は、なお、その効力を有する。

8 この法律の施行前に旧法第八十七条に規定する各省各庁の長が旧法第九十条第一項第八号の規定によりした通知に係る遺跡と認められるものについては、新法第五十七条の六の規定にかかわらず、旧法第九十条第一項第八号の通知に係る旧法第九十条第三項の規定は、なお、その効力を有する。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

10 前七項に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(関係法律の一部改正)

11 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第二号中「文化財の指定」を「文化財等の指定等」に改める。

12 屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「又は風致地区」を「風致地区又は伝統的建造物群保存地区」に改め、同項第二号中

「地域及び」を「地域、」に改め、「仮指定された地域」の下に「及び同法第八十三条の三第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域」を加え、同項第六号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

13 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第八十五条の次に次の一条を加える。

(伝統的建造物群保存地区内の制限の緩和)

第八十五条の二 文化財保護法第八十三条の三第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は、同条第一項後段(同条第二項後段において準用する場合を含む。)の条例において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合においては、建設大臣の承認を得て、条例で、第二十一条から第二十五条まで、第二十八条、第四十三条、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第五十五条、第五十六条及び第六十一条から第六十四条までの規定の全部若しくは一部を適用せず、又はこれらの規定による制限を緩和することができ

る。

14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第八号中「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

15 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次の一号を加える。

十四 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第八十三条の三第一項の規定による伝統的建造物群保存地区

第十三条第三項中「第十三号」を「第十四号」に改める。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、昭和五十年年度において約四十七億円の見込みである。

〔内藤三郎君登壇、拍手〕

○内藤三郎君 たいだいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、昭和二十五年に制定されました文化財保護法は、本院文部委員会から提案された議員立法であり、当時としては世界に類例を見ない画期的な法律でありました。その後、昭和二十九年に一部改正が行われたのは、実質的な改正が行われないうちに及んだのであります。しかるに、近年、わが国の社会経済情勢の急変と開発ブームに伴い、貴重な文化財が破壊にさらされていることは、現行法では文化財の保護に有効に対処できない面が多々出てまいりました。そこで、当面の課題にこたえるべく、衆議院文教委員会において取りまとめられたものが本法律案でございます。

本案の内容は、埋蔵文化財の保護制度の充実整備と地方公共団体における文化財保護行政の拡充強化を図るとともに、新たに、伝統的な町並み・集落の保存制度と文化財の保存技術の保護制度を確立する等の措置を講じ、もつてわが国の文化財保護の一層の推進を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、本改正案に文化財保護の基本理念を盛り込まなかつた理由、文化財保護行政に取り組む文部大臣及び文化庁長官の基本姿勢、埋蔵文化財の発掘について許可制をとらなかつた理由、遺跡発見の届け出にかかる現状変更の停止または禁止期間の妥当性、市町村における文化財保護行政組織の整備、文化財保護に対する国民の理解と協力の推進、伝統的な町並み等の保存に対する国の援助強化等の問題について熱心な質疑が行われました。

昭和五十年六月十八日 参議院會議録第十六号

また、六月十日には、日本考古学協会の代表者等四人の学識経験者を参考人として招き、意見聴取を行いました。

これらの詳細は会議録により御承知願いたいと思います。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、久保委員より、文化財保護法については、今後、確たる理念のもとに根本的改正に取り組むべきであるとともに、法の運用に当たっては、文化財保存事業に対する国及び地方における財源を十分確保すべきである等十項目にわたる五党共同の附帯決議案が提出され、これを委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第三 外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長佐藤隆君。

審査報告書

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月十七日

農林水産委員長 佐藤 隆
参議院議長 河野 謙三殿

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案 宅地開発公団法案

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近におけるまぐろ類等の輸入の増大が、これら魚種の需給事情を悪化させ、漁業経営を圧迫するに至っている現状にかんがみ、必要に応じてこれら魚種を特定漁獲物等として政令で指定し、その特定漁獲物等の本邦への外国漁船による陸揚げを禁止する等の対策を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため特に費用を要しない。

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十年六月五日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律

外国人漁業の規制に関する法律(昭和四十二年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 外国漁船の船長は、前条の規定にかかわらず、特定漁獲物等(外国漁船によるその本邦への陸揚げ等によつて我が国漁業の正常な秩序の維持に支障が生じ又は生ずるおそれがある)と認められる漁獲物等政令で定めるものをいう。以下第六条第五項において同じ。を本邦に陸揚げし、又は他の船舶に転載することを目的として、当該外国漁船を本邦の港に寄港させてはならない。

第五条中「前条第一項」を「第四条第一項又は前条」に改める。

第六条に次の一項を加える。

5 外国漁船以外の船舶(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項に規定する漁船を除く。)の船長は、特定漁獲物等については、前二項の規定により陸揚げしてはならない場合に該当しない場合においても、これを漁港(漁港法第二条に規定する漁港をいう。)において陸揚げし、又は漁港区(港灣法第三十九条第一項の規定により指定された漁港区をいう。)に陸揚げしてはならない。

第九条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第四条の二の規定に違反した船長

第九条第一項第四号中「第三項まで」の下に「又は第五項」を加える。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔佐藤隆君登壇、拍手〕
○佐藤隆君 御報告いたします。

本法律案は、最近におけるまぐろ類等の輸入の増大により需給事情が悪化し、漁業経営が圧迫されている現状にかんがみ、必要に応じてこれら魚種を特定漁獲物等として政令で指定し、その特定漁獲物等について、外国漁船による本邦への陸揚げ並びにその他の船舶による漁港及び漁港区への陸揚げを禁止する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定漁獲物等の政令の指定、韓国とのマグロの輸入調整交渉、商社の無秩序な水産物の輸入、既往の特別融資の償還期限の延長、生産資材費高騰対策、水産物価格安定対策等をめぐつて各般の質疑が行われました。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

六〇四

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 宅地開発公団法案(第七十二回国会内閣提出、第七十五回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長中村波男君。

審査報告書

宅地開発公団法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十年六月十七日

建設委員長 中村 波男
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人口及び産業の集中が著しく、住宅不足のはなはだしい大都市の周辺の地域において、住宅地の大量供給による住宅地の需給の緩和と健全な市街地の形成を図るため、宅地開発公団を設立して、住宅地とこれと併せて整備されるべき施設の用に供する宅地を造成せるとともに、これらの宅地に必要な公共施設、交通施設等の整備等の業務を行わせようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、五十億円が昭和五十年年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、宅地開発公団(以下「公団」という。)は、宅地造成計画の策定及び実施にあつては、関係地方公共団体の国土利用計画等の諸計画との整合に配慮するとともに、関係地方公共団体の同意を得るよう努めること。

なお、事業施行にあつては、当該地域及びその周辺地域における土地投機に対しては、万全の防止対策を講ずること。

二、公団は、宅地造成計画の策定及び実施にあつては、事前に社会的、自然的な影響の調査を行うとともに、当該区域における緑地等の確保に努め、また周辺地域との自然環境の調整に十分配慮すること。

三、公団は、勤労者の住宅難の解消に資するため、造成宅地の譲渡にあつては、公共賃貸住宅用地を優先的に確保し、また、医療施設用地の確保に特段の配慮を行うこと。

四、大規模宅地造成事業の施行に関連する公共、利便施設の整備については、健全な市街地の形成と地方公共団体の財政負担の軽減を図るため、補助制度の強化拡充等の措置を講ずること及び大規模宅地造成事業以外の公的宅地開発についても、公団の行う立替施行に準じた措置をとることを検討すること。

五、公団が行う鉄道業務については、建設資金について、必要な助成措置を講じ、利用者に過大な負担とならないよう配慮すること。

六、三大都市圏の水不足は深刻であることを認識し、新市街地の形成に支障をきたさないよう水資源の確保に努めること。

七、日本住宅公団が事業に着手しているものを公団が引継ぐ場合には、双方で十分に協議し、事業の円滑な施行に支障を生じないよう万全の措置を講ずること。

八、日本住宅公団及び政府関係機関等から移行する職員については、従前の労働条件等をできるかぎり配慮すること。

右決議する。

宅地開発公団法案

第七十二回国会、第七十三回国会及び第七十四回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和五十年四月二十四日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

宅地開発公団法案

宅地開発公団法

目次

- 第一章 総則(第一条—第七条)
- 第二章 役員及び職員(第八条—第十八条)
- 第三章 業務(第十九条—第二十八条)
- 第四章 財務及び会計(第二十九条—第四十条)
- 第五章 監督(第四十一条—第四十二条)
- 第六章 雑則(第四十三条—第四十八条)
- 第七章 罰則(第四十九条—第五十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 宅地開発公団は、人口及び産業の集中が著しく、住宅不足のはなはだし大都市の周辺の地域において、住宅の用に供する宅地の大規模な造成を行い、これと併せて整備されるべき施設の用に供する宅地を造成するとともに、これらの宅地に必要な公共施設、交通施設等の整備を行うこと等により、良好な住宅の用に供する宅地の大量供給と健全な市街地の形成を図り、もつて大都市及びその周辺の地域における住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 宅地開発公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、五億円とし、政府がその全額を出資する。

2 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。

4 政府及び地方公共団体は、公団に出資するときは、土地又は土地の定着物をもつて出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、宅地開発公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法明治二十九年法律第八十九号第四十四条及び第五十条の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

第八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁

一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

2 公団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事六人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第九条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事(非常勤の理事を除く)は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 非常勤の理事は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理する。

5 監事は、公団の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第十条 総裁及び監事は、建設大臣が任命する。

2 副総裁及び理事は、総裁が建設大臣の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員資格事項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は、役員(非常勤の理事を除く)となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な

利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員)の解任

第十三条 建設大臣又は総裁は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は総裁は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第十四条 役員(非常勤の理事を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権)の制限

第十五条 公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人)の選任

第十六条 総裁は、理事又は公団の職員のうちから、公団の主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十八条 公団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

二 次に掲げる施設の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

イ 公団の行う宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の

ロ 公団が造成する住宅の用に供する宅地の利用者の利便に供する施設

ハ その他公団の行う住宅の用に供する宅地の造成と併せて整備されるべき健全な市街地の形成のために必要な施設

三 前号イ及びロに掲げる施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

四 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九号)による土地区画整理事業を施行すること。

五 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)による新住宅市街地開発事業を施行すること。

六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十三年法律第九十五号)による工業団地造成事業を施行すること。

七 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第十号)による流通業務団地造成事業を施行すること。

八 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)による新都市基盤整備事業を施行すること。

九 水面埋立事業を施行すること。

十 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)による地方鉄道事業を行うこと。

十一 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道事業を行うこと。

十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次の業務を行うことができる。

一 前項第一号及び第二号の宅地の造成及び賃貸その他の管理

二 前項第三号の施設の整備及び賃貸その他の管理

三 前項第十号又は第十一号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設と密接な関連のある鉄道施設又は軌道施設の建設

3 公団は、前二項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて、次の業務を行うことができる。

一 第一項第十号又は第十一号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設で高架のもの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他の施設を建設し、及び管理すること。

二 委託を受けて、第一項第十号又は第十一号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設で高架のもの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他の施設を建設すること。

4 公団は、第一項第六号及び第七号の業務は同項第一号の宅地の造成と併せて行うものとし、同項第十号及び第十一号の業務は同項第一号の宅地の利用者のための鉄道又は軌道による輸送力を確保する必要がある場合に行うものとする。

(宅地の造成等の基準)

第二十条 公団は、宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡並びに前条第一項第三号の施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行う場合においては、他の法令により定められた基準があるときはその基準に従うほか、建設省令で定める基準に従わなければならない。

2 前項の建設省令で定める基準においては、前条第一項第一号の宅地の譲受人の選定方法に関し、一定の宅地開発公団宅地債券を引き受けた者(その相続人を含む)で、当該宅地の譲受けの申込の際現にその宅地開発公団宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

3 公団は、前条第三項の業務を行う場合においては、建設省令で定める基準に従わなければならない。

(投資)

第二十一条 公団は、建設大臣の認可を受けて、公団が造成する宅地の利用者の利便に供する施設で政令で定めるものの建設若しくは賃貸その他の管理又は当該宅地の居住環境の維持若しくは改善に関する業務を行う事業に投資(融資を含む)をすることができる。

(業務方法書)

第二十二条 公団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令・建設省令で定める。

(地方公共団体の長の意見の聴取)

第二十三条 公団は、宅地の造成をしようとするときは、宅地の造成計画について、あらかじめ、当該宅地の造成をしようとする地域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

(道路法等の特例)

第二十四条 公団は、第十九条第一項第三号の業務を行う場合において、その業務が次の工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わつて当該工事を行ふことができる。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路(高速自動車国道及び一般国道を除く。)の新設又は改築に関する工事

二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)による都市公園の新設又は改築に関する工事

三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する工事

四 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)による一級河川(指定区間内のものを除く。)以外の河川(同法が準用される河川を含む。)の河川工事

2 公団は、前項各号に掲げる工事(以下「特定公共施設の新設等に関する工事」という。)を施行する場合に、政令で定めるところにより、当該工事に係る施設(以下「特定公共施設」という。)の管理者に代わつてその権限の一部を行ふものとする。

3 特定公共施設の管理者が地方公共団体である場合において、当該地方公共団体が第一項の同意をしようとするときは、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 公団は、第一項の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより公告しなければならない。

5 公団は、第一項の規定による特定公共施設の新設等に関する工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。

第二十五条 公団は、前条第一項の同意に係る特定公共施設の管理者の同意を得た場合でなければ

ば、当該特定公共施設の新設等に関する工事を廃止してはならない。

2 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意に係る特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、公団の意見を聴かなければならない。

一 道路法第十条の路線の廃止又は変更

二 道路法第十八条第一項の道路の区域の変更

三 都市公園法第二十条の都市公園の区域の変更又は廃止

四 下水道法第四条第一項の公共下水道の事業計画の変更

五 下水道法第二十七条第一項の公示事項の変更

六 河川法第五条第六項(同法第百条において準用する場合を含む。)の指定の変更又は廃止

3 前条第五項の規定は、公団が特定公共施設の新設等に関する工事を廃止した場合に準用する。

4 公団が特定公共施設の新設等に関する工事を廃止したときは、当該工事に要した費用の負担については、公団と当該特定公共施設の管理者が協議して定めるものとする。

5 前項の協議が成立しないときは、公団又は当該特定公共施設の管理者の申請に基づき、建設大臣が裁定する。

6 前項の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定の適用については、公団と当該特定公共施設の管理者との協議が成立したものとする。

第二十六条 第二十四条第五項の規定による工事の完了の公告のあつた特定公共施設及びその用に供する土地について公団が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定公共施設の管理者(当該特定公共施設が河川である場合には、国)に帰属するものとする。

第二十七条 公団が第二十四条の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を施行する場合に、その施行に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、当該特定公共施設の管理者が自ら当該工事を施行するものとみなす。

2 前項の規定により国が当該特定公共施設の管理者(管理者が地方公共団体の長である場合には、その長の統轄する地方公共団体。第四項において同じ。)に対し交付すべき負担金又は補助金は、公団に交付するものとする。

3 前項の場合には、公団は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の適用については、補助事業者等とみなす。

4 当該特定公共施設の管理者は、第一項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を公団に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他必要な事項は政令で定める。

(日本住宅公団法の準用)

第二十八条 公団が施行する土地区画整理法第三十三条第一項の規定による土地区画整理事業については、日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第五章の規定を準用する。この場合において、同法第三十五条、第三十九条及び第四十二条中「第三条の二第一項」とあるのは「第三条の三第一項」と、同法第三十七条第三項及び第三十八条第一項中「日本住宅公団」とあるのは「宅地開発公団」と、同法第四十三条第一項中「住宅の建設又は宅地の造成」とあるのは「宅地の造成」と読み替へるものとする。

第四章 財務及び会計

第二十九条 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十条 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。

これを變更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(財務諸表)

第三十一条 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付しなければならない。

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十二条 公団の経理については、第十九条第一項第十号及び第十一号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第三号及び同条第三項の業務に係るものとその他の業務(以下「宅地開発業務」という。)に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十三条 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、第三十八条第五項による場合を除き、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失

を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び債券)

第三十四条 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は宅地開発債券を発行することができる。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、第十九条第一項第一号の宅地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、宅地開発公団宅地債券(以下「宅地債券」という。)を発行することができる。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定による宅地開発債券又は第二項の規定による宅地債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 公団は、建設大臣の認可を受けて、宅地開発

債券又は宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、宅地開発債券又は宅地債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は宅地開発債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に關する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることがのできる債務を除く。)について、保証することができる。

(償還計画)

第三十六条 公団は、毎事業年度、長期借入金、宅地開発債券及び宅地債券の償還計画を立てて、建設大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十七条 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

(関連施設整備事業助成基金)

第三十八条 公団は、第二十七条第四項の規定による支払金及び第十九条第一項第二号の施設又はその用に供する宅地を地方公共団体が譲り受ける場合の代金について地方公共団体が公団に支払うべき利子の軽減に資するため、関連施設整備事業助成基金(以下「基金」という。)を置く。

2 政府は、基金に充てるため、公団に交付金を交付することができる。

3 公団は、前項の規定により交付金の交付を受けたときは、その金額を基金に充てなければならない。

4 公団は、基金に係る経理については、建設省令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

5 公団は、宅地開発業務に係る勘定において第三十三条第一項に規定する残余の額があるときは、建設大臣の認可を受けて、その残余の額の全部又は一部の額を基金に充てることができる。

6 基金の運用により生ずる収益は、第一項に規定する利子の軽減に要する費用又は基金に充て

るものとする。

7 基金は、建設大臣の認可を受けた場合でなければ、これを取り崩してはならない。

8 前条の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条中「業務上の余裕金」とあるのは「基金」と読み替えるものとする。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、基金の運営その他基金に關し必要な事項は、建設省令で定める。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十九条 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(建設省令への委任)

第四十条 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第四十一条 公団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要であると認めるときは、公団に対してその業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してそ

の業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)
第四十三条 公団の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第四十四条 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、運輸大臣と協議しなければならない。

一 第三条第二項、第四条第二項、第十九条第三項、第二十一条(宅地開発業務に係る部分を除く)、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三項ただし書若しくは第七項(宅地債券に係る部分を除く)又は第三十六条(宅地債券に係る部分を除く)の認可をしようとするとき。

二 第三十一条第一項又は第三十九条の承認をしようとするとき。

三 第三十七条第一号の指定をしようとするとき。

四 第二十条第三項又は第四十条の建設省令を

定めようとするとき。

2 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四条第二項、第二十一条、第三十条第一項、第三十四条第一項、第二項、第三項ただし書若しくは第七項、第三十六条又は第三十八条第五項若しくは第七項の認可をしようとするとき。

二 第三十一条第一項又は第三十九条の承認をしようとするとき。

三 第三十七条第一号(第三十八条第八項において準用する場合を含む)の指定をしようとするとき。

四 第二十条第一項若しくは第三項、第三十八条第九項又は第四十条の建設省令を定めようとするとき。

3 運輸大臣及び建設大臣は、第二十二条第一項の認可をしようとするとき又は同条第二項の運輸省令・建設省令を定めようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

4 建設大臣は、第二十五条第五項及び第二十八条において準用する日本住宅公団法第四十条第四項(同法第四十三条第三項において準用する場合を含む)の裁定をしようとするときは、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。

5 主務大臣は、第十九条第一項第十号又は第一号の業務について地方鉄道法第十二条第一

項、第十八条、第二十一条第一項若しくは第二十六條第一項又は軌道法第三条、第十一条第一項(運輸速度及び運輸度数に係る部分を除く)、第十五条若しくは第十六条第一項の処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(主務大臣)
第四十五条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項並びに宅地開発業務に関する事項については、建設大臣

二 第十九条第一項第十号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第三号及び同条第三項の業務(鉄道施設に係るものに限り)に関する事項については、運輸大臣

三 第十九条第一項第十一号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第三号及び同条第三項の業務(軌道施設に係るものに限り)に関する事項については、運輸大臣及び建設大臣

(審査請求)

第四十六条 公団が第二十四条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わつてした処分に不服がある者は、建設大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。ただし、他の法令により不服申立てができないこととされているものについては、この限りでない。

(道路法等の適用)
第四十七条 第二十四条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わつてその権限を行う公団は、道路法第八章、都市公団法第四章、下水道法第五章及び河川法第七章の規定の適用については、当該特定公共施設の管理者とみなす。

(他の法令の準用)

第四十八条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第四十九条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定(第二十八条において準用する日本住宅公団法の規定を含む)により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十八条第八項において準用する第三十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

六 第四十一条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十一条 第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一条及び第二十二条の規定は、附則第五条の規定による公団の成立の日から施行する。

(公団の設立)

第二条 建設大臣は、公団の總裁又は監事となすべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三条 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みのあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された總裁となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより設立の登記をしなければならない。

第五条 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第六条 この法律の施行の際現に宅地開発公団という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 公団の最初の事業年度は、第二十九条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十条第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

(土地区画整理法の一部改正)

第九条 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第一章中第三条の四を第三条の五とし、第三条の三を第三条の四とし、第三条の二の次に次

の一条を加える。

(宅地開発公団の施行する土地区画整理事業)

第三条の三 宅地開発公団は、建設大臣が宅地開発公団の行う宅地の造成と併せてこれと関連する新たな市街地を造成するための土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができ

2 前項の規定による土地区画整理事業については、この法律及び宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)の定めるところによ

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

第十条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第七條、第十八條第二項、第十八條の二第一項、第二項及び第四項、第十九條第一項、第二十五條第一項、第二十八條、第二十九條第二項並びに第三十二條中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(新住宅市街地開発法の一部改正)

第十一条 新住宅市街地開発法の一部を次のように改正する。

第六條、第二十二條、第二十七條第一項、第三十一條、第三十二條第一項第一号、第四十條

及び第四十一条第一項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部改正)

第十二條 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の一部を次のように改正する。

第九條、第二十四條第二項、第二十五條第一項、第二項及び第四項、第二十六條第一項、第三十四條第一項、第三十八條並びに第三十九條第二項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(流通業務市街地の整備に関する法律の一部改正)

第十三條 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第十條、第二十六條、第三十條第一項、第四十三條及び第四十四條第一項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(新都市基盤整備法の一部改正)

第十四條 新都市基盤整備法の一部を次のように改正する。

第六條、第十三條第一項及び第二十二條中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第二十五條第二項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、国土総合開発公団法を宅地開発公団法(昭和四十九年法律第

号)第二十八條及び^{地域振興整備}国土総合開発公団法に改める。

第二十六條第一項中「^{地域振興整備}国土総合開発公団法」を

「宅地開発公団法第二十八條及び^{地域振興整備}国土総合開発公団法」に改める。

第二十七條第一項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、同条第四項中「日本住宅公団」に置かれる審議会の委員について「日本住宅公団」に「宅地開発公団法第十八條の規定は宅地開発公団に置かれる審議会の委員について」を加える。

第二十八條第一項中「日本住宅公団総裁の下に」宅地開発公団総裁を、「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、同条第三項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、同条第四項中「日本住宅公団総裁の選任する評議員について」の下に「宅地開発公団法第十八條の規定は宅地開発公団総裁の選任する評議員について」を加える。

第三十條第一項、第三十八條、第四十五條第一項、第四十七條、第五十條、第五十一條第一項第一号及び第六十條中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第六十四條第一項中「^{地域振興整備}国土総合開発公団法」を

「宅地開発公団法第二十八條及び^{地域振興整備}国土総合開発公団法」に改め、同条第二項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十五條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中損害保険料率算出団体の項の次に次のように加える。

宅地開発公団

宅地開発公団法(昭和^{五十}四十九年法律第

号)

(法人税法の一部改正)

第十六條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中船舶整備公団の項の次に次のように加える。

宅地開発公団

宅地開発公団法(昭和^{五十}四十九年法律第

号)

(印紙税法の一部改正)

第十七條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中全国農業会議所の項の次に次のように加える。

宅地開発公団

宅地開発公団法(昭和^{五十}四十九年法律第

号)

(登録免許税法の一部改正)

第十八條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中船舶整備公団の項の次に次のように加える。

宅地開発公団

宅地開発公団法(昭和^{五十}四十九年法律第

号)

(地方税法の一部改正)

第十九條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第二号中「本州四国連

絡橋公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第七十三條の四第一項○第九号の三を同項第

九号の四とし、同項第九号の二を同項第九号の

三とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 宅地開発公団が、宅地開発公団法(昭

和^{五十}四十九年法律第 号)第十九條第一

項第一号に規定する業務(同項第五号に規

定する業務のうち住宅の用に供する宅地に

関するものを含む)の用に供する土地、同

項第一号の宅地と併せて造成する土地で国

若しくは地方公共団体が公用若しくは公共

の用に供するもの又は同項第十号及び第十

一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三條の七第十三号中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第五百八十六條第二項第二十二号中「日本住宅公団」を削り、「新都市基盤整備事業」の下に「の施行者が当該事業」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(日本住宅公団法の一部改正)

第二十一條 日本住宅公団法の一部を次のように改正する。

第二十條中「二人」を「一人」に改める。

第三十一條に次の一項を加える。

2 公団は、人口及び産業の集中が著しく、住宅不足のはなはだし大都市の周辺の地域に

おいては、前項第二号の業務は同項第一号の業務を達成するために必要な限度において同

号の業務と併せて行うものとし、同項第九号、第十三号及び第十四号の業務は同項第一

号及び第二号の業務のために行うものとする。

第三十二條第一項中「前条第三号」を「前条第一項第三号」に改め、同条第二項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に、同条第二号を同項第二号に改める。

昭和五十年六月十八日 参議院會議録第十六号 宅地開発公団法案

六一二

第四十九条第二項中「第三十一條第一号」を「第三十一條第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

(日本住宅公団法の一部改正に伴う経過規定等)

第二十二條 公団の成立の日において日本住宅公団が行つてゐる日本住宅公団法第三十一條の業務については、この法律による改正後の日本住宅公団法第三十一條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 公団の成立の日の前日に日本住宅公団の職員として在職する者で引き続き公団の職員となつたものについては、公団が国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第七條の二第一項に規定する公庫等に該当する場合に限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第三十号)附則第九項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き宅地開発公団において使用される者として在職した後」と、同法附則第十二項中「附則第九項に規定する者」とあるのは「宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)附則第二十二條第三項の規定により読み替えて適用される附則第九項に規定する者」としてこれらの規定を適用

する。

地域振興整備
(国土総合開発公団法の一部改正)

第二十三條 国土総合開発公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一條の二中「第三條の三第一項」を「第三條の四第一項」に改める。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第二十四條 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十五條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十七号の次に次の一号を加える。

三十七の二 宅地開発公団を監督すること。

第二十七條第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 宅地開発公団に関すること。

第二十七條第三項中「第十号」を「第十号の二」

に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第二十六條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十二号の五を同条第二十二号の六とし、同条第二十二号の四の次に次の一号を加える。

二十二の五 宅地開発公団の業務の監督その

他宅地開発公団法(昭和四十九年法律第

号)の施行に関する事務を管理すること。

第三條第二十六号の二中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第四條第三項中「第二十二号の二」に規定する

事務、同条第二十二号の三及び第二十二号の

四を「第二十二号の二から第二十二号の五ま

で」に改め、同条第七項中「第二十二号の五」を

「第二十二号の六」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第二十七條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百

号)の一部を次のように改正する。

第百三十六條の二第一項第二号中「日本道路

公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

〔中村波男君登壇、拍手〕

○中村波男君 ただいま議題となりました宅地開発公団法案について、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、人口及び産業の集中が著しく、住宅不足のはなはだしい大都市の周辺の地域において、住宅地の大量供給による住宅地の需給の緩和と健全な市街地の形成を図るため、新たに宅地開発公団を設立しようとするものであります。

その主な内容は、第一に、宅地開発公団は、大都市の周辺地域において、住宅地の大規模な造成等を行うとともに、関連公共・公益施設、交通施設等の整備等を行い、宅地の大量供給と健全な市街地の形成を図ること。

第二に、公団の設立に際しての資本金は五億円とし、政府がその全額を出資することとし、必要がある場合には、建設大臣の認可を受けて政府及び地方公共団体の出資によりその資本金を増加することができること。

第三に、公団は、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業等により住宅地の造成等を行い、ま

た、住宅地の造成にあわせて整備されるべき健全な市街地形成上必要な施設の用に供する宅地の造成、工業団地及び流通業務団地の造成を行うとともに、みずから地方鉄道業または軌道業を行うことができること。

第四に、特定の関連公共施設の整備に当たっては、公団が、当該公共施設の管理者の同意を得、直接、国の負担金または補助金の交付を受けて、みずからその工事を施工することができること。

第五に、公団に関連施設整備事業助成基金を設け、その運用によって、地方公共団体の財政負担の軽減を図ること。

第六に、公団は、業務内容に応じて建設大臣または運輸大臣が監督すること等であります。

なお、衆議院において、本案が第七十二回国会からの継続案件でありましたため、所要の規定の整備をする必要が生じ、附則中、公団の最初の事業年度、法律番号等に関する部分について修正が行われております。

委員会におきましては、日本住宅公団との業務の分担関係、宅地分譲価格の問題、地方財政の圧迫問題等広範多岐にわたって、きわめて熱心な質疑が行われました。

なお、本案の重要性にかんがみ、現地を調査し、また、参考人の意見を聴取し、さらに、地方行政委員会、農林水産委員会及び運輸委員会と連合審査会を開く等、慎重に審査を行いました。これらの詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して沢田委員より反対の旨の、自由民主党を代表して増田委員より賛成の旨の、また、公明党田代委員、日本共産党春日委員、民社党三治委員より、各党を代表しそれぞれ反対の旨の意見が述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、上田委員より、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党の各派共同提案による附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。その内容は、宅地造成計画と国土利用計画等との整合に対する配慮、土地投機の防止対策、公共賃貸住宅用地の優先確保、地方公共団体の財政負担の軽減等八項目から成るものであります。

以上御報告をいたします。(拍手)
○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

す。

表決は記名投票をもって行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河野謙三君) 投票漏れはございませんか。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(河野謙三君) これより開票いたします。

投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河野謙三君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十六票

白色票

百二十六票

青色票

百十票

よって、本案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百二十六名

宮田 輝君	寺下 岩蔵君
平井 卓志君	吉田 実君
中西 一郎君	山本茂一郎君
園田 清充君	山内 一郎君
久保田藤麿君	前田佳都男君
最上 進君	望月 邦夫君
森下 泰君	梶木 又三君
藤川 一秋君	福岡日出麿君
堀山威一郎君	桑野 章君
夏目 忠雄君	永野 敏雄君
林 道君	安孫子藤吉君
青井 政美君	有田 一寿君
井上 吉夫君	石破 二郎君
中村 登美君	藤井 丙午君
松垣徳太郎君	原文兵衛君
中村 禎二君	高橋 邦雄君
細川 護熙君	寺本 広作君
林田悠紀夫君	佐藤 隆君
菅野 儀作君	石本 茂君
中山 太郎君	小林 国司君

昭和五十年六月十八日 参議院會議録第十六号 宅地開発公同法案

六一四

宮崎 正雄君	柳田桃太郎君	初村滝一郎君	長田 裕二君	野末 陳平君	喜屋武眞榮君	宮之原貞光君	鈴木美枝子君
内藤三郎君	玉置 和郎君	久次米健太郎君	鈴木 省吾君	下村 泰君	堀出 啓典君	神沢 淨君	前川 且君
高橋雄之助君	楠 正俊君	世耕 政隆君	江藤 智君	青島 幸男君	市川 房枝君	竹田 現照君	山崎 昇君
岩動 道行君	西村 尚治君	藤田 正明君	大森 久司君	柄谷 道一君	内田 善利君	村田 秀三君	小野 明君
鍋島 直紹君	新谷寅三郎君	岡本 悟君	平泉 涉君	峯山 昭範君	桑名 義治君	野口 忠夫君	西ヶ久保重光君
上原 正吉君	郡 祐一君	橋 直治君	町村 金五君	三治 重信君	上林繁次郎君	瀬谷 英行君	森 勝治君
青木 一男君	迫水 久常君	加藤 武徳君	安井 謙君	阿部 憲一君	三木 忠雄君	田中寿美子君	竹田 四郎君
徳永 正利君	小川 半次君	剣木 亨弘君	吉武 恵市君	藤原 房雄君	和田 春生君	戸田 菊雄君	森中 守義君
八木 一郎君	丸茂 重貞君	増原 恵吉君	神田 博君	黒柳 明君	矢追 秀彦君	志苦 裕君	森下 昭司君
塩見 俊二君	志村 愛子君	伊藤 五郎君	鹿島 俊雄君	原田 立君	田代富士男君	近藤 忠孝君	山中 郁子君
片山 正英君	柴立 芳文君	大谷藤之助君	小笠 公韶君	藤井 恒男君	木島 則夫君	粕谷 照美君	片山 甚市君
嶋崎 均君	棚辺 四郎君	亘 四郎君	橋本 繁蔵君	鈴木 一弘君	山田 徹一君	目黒今朝次郎君	橋本 敦君
中村 太郎君	戸塚 進也君	佐藤 信二君	亀井 久興君	宮崎 正義君	柏原 ヤス君	安武 洋子君	内藤 功君
高橋 誉富君	坂野 重信君	岡田 広君	上條 勝久君	田淵 哲也君	二宮 文造君	寺田 熊雄君	辻 一彦君
斎藤栄三郎君	山東 昭子君	稲嶺 一郎君	矢野 登君	白木義一郎君	小平 芳平君	小巻 敏雄君	神谷信之助君
糸山英太郎君	岩男 頼一君	山崎 五郎君	高田 浩運君	多田 省吾君	中尾 辰義君	小谷 守君	工藤 良平君
岩上 妙子君	遠藤 要君	増田 盛君	二木 謙吾君	中沢伊登子君	福岡 知之君	上田 哲君	和田 静夫君
大島 友治君	大鷹 淑子君	源田 実君	熊谷太三郎君	矢田部 理君	案納 勝君	松本 英一君	小笠原貞子君
斎藤 十朗君	古賀雷四郎君	植木 光教君	木村 健男君	久保 亘君	青木 新次君	立木 洋君	春脱タケ子君
黒住 忠行君	河本嘉久蔵君	温水 三郎君	福井 勇君	野田 哲君	対馬 孝且君	鈴木 力君	中村 波男君
川野辺 静君	金井 元彦君	反対者(青色票)氏名		秦 豊君	浜本 万三君	川村 清一君	杉山善太郎君
今泉 正二君	土屋 義彦君			大塚 喬君	小山 一平君	沢田 政治君	加藤 進君
山崎 竜男君	上田 稔君	太田 淳夫君	矢原 秀男君	片岡 勝治君	田 英夫君	渡辺 武君	塚田 大願君

反対者(青色票)氏名

百十名

○議長(河野謙三君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十七分散会

出席者は左のとおり。

議員

安永 英雄君	吉田忠三郎君	内田 善利君	峯山 昭範君	安孫子藤吉君	青井 政美君	坂野 重信君	斎藤栄三郎君
松永 忠二君	小柳 勇君	桑名 義治君	三治 重信君	有田 一寿君	井上 吉夫君	山東 昭子君	糸山英太郎君
須藤 五郎君	岩間 正男君	寺下 岩藏君	平井 卓志君	石破 二郎君	中村 登美君	岩男 颯一君	岩上 妙子君
星野 力君	阿具根 登君	上林繁次郎君	阿部 憲一君	藤井 丙午君	松垣徳太郎君	遠藤 要君	大島 友治君
野々山一三君	秋山 長造君	三木 忠雄君	藤原 房雄君	原文兵衛君	中村 楨二君	大鷹 淑子君	斎藤 十朗君
藤田 進君	加瀬 完君	和田 春生君	吉田 実君	高橋 邦雄君	細川 護熙君	古賀雷四郎君	黒住 忠行君
河田 賢治君	野坂 参三君	中西 一郎君	黒柳 明君	寺本 広作君	林田悠紀夫君	河本嘉久蔵君	川野辺 静君
上田耕一郎君	春日 正一君	矢追 秀彦君	原田 立君	佐藤 隆君	菅野 機作君	金井 元彦君	今泉 正二君
		田代富士男君	藤井 恒男君	石本 茂君	中山 太郎君	土屋 義彦君	山崎 竜男君
		木島 則夫君	山本茂一郎君	小林 国司君	宮崎 正雄君	上田 稔君	初村滝一郎君
		團田 清充君	鈴木 一弘君	柳田桃太郎君	内藤善三郎君	長田 裕二君	久次米徳太郎君
		山田 徹一君	宮崎 正義君	玉置 和郎君	高橋雄之助君	鈴木 省吾君	世耕 政隆君
		柏原 ヤス君	田淵 哲也君	楠 正俊君	岩動 道行君	江藤 智君	藤田 正明君
		山内 一郎君	久保田藤麿君	西村 尚治君	鍋島 直紹君	大森 久司君	岡本 悟君
		二宮 文造君	白木義一郎君	新谷寅三郎君	上原 正吉君	平泉 涉君	橘 直治君
		小平 芳平君	多田 省吾君	郡 祐一君	青木 一男君	町村 金五君	加藤 武徳君
		中尾 辰義君	中沢伊登子君	迫水 久常君	徳永 正利君	安井 謙君	劔木 亨弘君
		福岡 知之君	最上 進君	小川 半次君	八木 一郎君	吉武 恵市君	増原 恵吉君
		望月 邦夫君	森下 泰君	丸茂 重貞君	堀見 俊二君	神田 博君	伊藤 五郎君
		梶木 又三君	藤川 一秋君	志村 愛子君	片山 正英君	鹿島 俊雄君	大谷藤之助君
		福岡日出磨君	鳩山威一郎君	柴立 芳文君	嶋崎 均君	小笠 公昭君	亘 四郎君
		桑野 章君	夏目 忠雄君	棚辺 四郎君	中村 太郎君	橋本 繁蔵君	矢田部 理君
		永野 殿雄君	林 道君	戸塚 進也君	高橋 誉富君	案納 勝君	久保 亘君
柄谷 道一君	宮田 輝君						
青島 幸男君	市川 房枝君						
下村 泰君	堀出 啓典君						
野末 陳平君	喜屋武眞榮君						
太田 淳夫君	矢原 秀男君						
議長 河野 謙三君							
副議長 前田佳都男君							

昭和五十年六月十八日 参議院會議録第十六号 議長の報告事項

六一六

佐藤 信二君	龜井 久興君
青木 薪次君	野田 哲君
対馬 孝且君	秦 豊君
岡田 広君	上條 勝久君
浜本 万三君	大塚 喬君
小山 一平君	稲嶺 一郎君
矢野 登君	片岡 勝治君
田 英夫君	宮之原貞光君
鈴木美枝子君	神沢 淨君
山崎 五郎君	高田 浩運君
増田 盛君	前川 且君
竹田 現照君	山崎 昇君
村田 秀三君	小野 明君
二木 謙吾君	源田 実君
熊谷太三郎君	野口 忠夫君
齋ヶ久保重光君	瀬谷 英行君
森 勝治君	植木 光教君
木村 睦男君	温水 三郎君
福井 勇君	戸叶 武君
田中寿美子君	竹田 四郎君
戸田 菊雄君	森中 守義君
志吉 裕君	森下 昭司君
近藤 忠孝君	山中 郁子君

粕谷 照美君	片山 甚市君
目黒今朝次郎君	橋本 敦君
安武 洋子君	内藤 功君
寺田 熊雄君	辻 一彦君
小巻 敏雄君	神谷信之助君
小谷 守君	工藤 良平君
上田 哲君	和田 静夫君
松本 英一君	小笠原貞子君
立木 洋君	香脱タケ子君
鈴木 力君	中村 波男君
川村 清一君	杉山善太郎君
沢田 政治君	加藤 進君
渡辺 武君	塚田 大願君
安永 英雄君	吉田忠三郎君
松永 忠二君	小柳 勇君
須藤 五郎君	岩間 正男君
星野 力君	阿具根 登君
野々山一三君	秋山 長造君
藤田 進君	加瀬 完君
河田 賢治君	野坂 参三君
上田耕一郎君	春日 正一君

大蔵大臣	大平 正芳君
文部大臣	永井 道雄君
農林大臣	安倍晋太郎君
建設大臣	坂谷 忠男君
国務大臣 (総理府総務長官)	植木 光教君
政府委員	
内閣法制局長官	吉國 一郎君
議長の報告事項	
去る九日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	
外務委員	松永 忠二君
文教委員	宮之原貞光君
予算委員	羽生 三七君
同	神谷信之助君
同	喜屋武眞榮君
決算委員	前川 且君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
外務委員	宮之原貞光君
文教委員	松永 忠二君
予算委員	鶴岡 哲夫君
同	立木 洋君

同	市川 房枝君
決算委員	齋ヶ久保重光君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	
公害対策及び環境保全特別委員	鶴岡 哲夫君
交通安全対策特別委員	齋ヶ久保重光君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	
公害対策及び環境保全特別委員	羽生 三七君
交通安全対策特別委員	前川 且君
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。	
金属鉱業等年金基金法案(川俣健二郎君外十一名提出)	
同日議長は、左の議員提出案を公職選挙法改正に關する特別委員会に付託した。	
政治資金規正法の一部を改正する法律案(秦豊君外二名発議)	
同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を公職選挙法改正に關する特別委員会に付託した。	
公職選挙法の一部を改正する法律案	
政治資金規正法の一部を改正する法律案	
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆	

議院に送付した。

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（神
沢淳君外三名発議）

砂糖の価格安定等に関する法律及び甘味資源特
別措置法の一部を改正する法律案（神沢淳君外
三名発議）

同日内閣から四国地方開発審議会委員である左記
の者から同委員辞任の申出があつたので後任者の
指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 秋山 長造

同日内閣から、中国地方開発審議会委員である左
記の者から同委員辞任の申出があつたので後任者
の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 藤田 進

同日内閣から、地方制度調査会委員である左記の
者から同委員辞任の申出があつたので後任者の推
薦を願いたい旨の要求書を受領した。

記

参議院議員 和田 静夫

同日本院は、国土総合開発審議会委員本院議員中
村波男君が常任委員長に選任されたため国会法第

三十一条第二項の規定により同審議会委員の職を
解かれたのでその補欠として左記の者を指名した
旨内閣に通知した。

記

参議院議員 小野 明君

同日本院は、四国地方開発審議会委員本院議員秋
山長造君の同審議会委員辞任による補欠として左
記の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 前川 且君

同日本院は、中国地方開発審議会委員本院議員藤
田進君の同審議会委員辞任による補欠として左記
の者を指名した旨内閣に通知した。

記

参議院議員 秋山 長造君

同日議長は、地方制度調査会委員本院議員和田静
夫君の同調査会委員辞任による補欠として左記の
者を推薦する旨内閣に通知した。

記

参議院議員 野口 忠夫君

同日内閣総理大臣から議長宛、去る五日付をもつ
て運輸省航空局次長薄木正明君は退職し、また同
日付をもつて運輸省航空局技術部長中曾敬君は同

省航空局管制保安部長に任命されたのでその政府
委員はいずれも自然消滅となつた旨の通知書を受
領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、自治大臣官房会計
課長角田直方君の第七十五回国会政府委員を同日
付をもつて免じた旨の通知書を受領した。

去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許
可した。

予算委員

熊谷太三郎君

同

上林繁次郎君

同

田代富士男君

同

柄谷 道一君

決算委員

矢原 秀男君

議院運営委員

戸塚 進也君

同

桑名 義治君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指
名した。

予算委員

戸塚 進也君

同

桑名 義治君

同

矢原 秀男君

同

木島 則夫君

決算委員

田代富士男君

議院運営委員

熊谷太三郎君

同 上林繁次郎君

同日内閣から、参議院議員辻一彦君提出山崎機械・
松井商工の労使紛争に関する質問については、検
討する必要がある、これに日時を要するため、六
月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条
第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十五回
国会政府委員に任命することを承認した旨回答し
た。

運輸省航空局次長 松本 操君
運輸省航空局技術部長 官川 晋君

同日内閣総理大臣から議長宛、運輸省航空局次長
松本操君外一名同日議長承認を第七十五回国会
政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十一日議長において、左の常任委員の辞任を
許可した。

外務委員 宮之原貞光君
文教委員 松永 忠二君
予算委員 木島 則夫君
決算委員 田淵 哲也君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指
名した。

外務委員 松永 忠二君
文教委員 木島 則夫君
予算委員 田淵 哲也君

外務委員 松永 忠二君

昭和五十年六月十八日 参議院會議録第十六号 議長の報告事項

六一八

文教委員 宮之原貞光君	災害対策特別委員 原田 立君	右の通り議決した。よつて参議院規則第六十二 条により承認を求めます。
予算委員 田淵 哲也君	第一班 京都府 大阪府	昭和五十年六月十日 大蔵委員長 松垣徳太郎
決算委員 木島 則夫君	第二班 静岡県	参議院議長 河野 謙三殿
同日委員会において選任した理事は左の通りであ る。	一、期間 両班とも六月十二日及び十三日の二 日間	去る十三日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。
予算委員	一、費用 概算三三八、八〇〇円	予算委員 戸塚 進也君
理事 松永 忠二君 (藤田進君の補欠)	右の通り議決した。よつて参議院規則第百八十 条の二により承認を求めます。	議院運営委員 熊谷太三郎君
同日議員から左の質問主意書が提出された。	昭和五十年六月十日 大蔵委員長 松垣徳太郎	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指 名した。
羽田国際空港内における土地所有権に関する質 問主意書(三木忠雄君提出)	参議院議長 河野 謙三殿	予算委員 熊谷太三郎君
去る十二日議長において、左の常任委員の辞任を 許可した。	同日議長は、左の公聴会開会承認要求を承認し た。	議院運営委員 戸塚 進也君
予算委員 三木 忠雄君	公聴会開会承認要求書	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し た。
同 田淵 哲也君	一、議案の名称	災害対策特別委員 堀出 啓典君
決算委員 木島 則夫君	酒税法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指 名した。
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指 名した。	製造たばこ定価法の一部を改正する法律案 (閣法第五号)	災害対策特別委員 原田 立君
予算委員 阿部 憲一君	一、公聴会の問題 酒税法の一部を改正する法 律案及び製造たばこ定価法の一部を改正する 法律案について	同日委員会において選任した理事は左の通りであ る。
同 木島 則夫君	一、開会の日 昭和五十年六月二十日	公職選挙法改正に関する特別委員会 理事 片山 甚市君 (中村波男君の補欠)
決算委員 田淵 哲也君		
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し た。		
沖繩及び北方問題 に関する特別委員 小笠原貞子君		

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

社会保障の最低基準に関する条約(第百二号)の締結について承認を求めるの件

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

下水道事業センター法の一部を改正する法律案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員秦豊君提出米軍のベシック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

下水道事業センター法の一部を改正する法律案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員秦豊君提出米軍のベシック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

下水道事業センター法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

下水道事業センター法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

予算委員

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

予算委員

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

予算委員

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

に付託した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(峯山)

昭範君外一名発議)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

水先法の一部を改正する法律案(運輸委員長提出)

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

羽田国際空港内における土地所有権に関する質問主意書(三木忠雄君提出)

同日内閣から左の報告書を受領した。

第七十四回国会参議院において採択された請願の処理経過

一昨十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員

文教委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員

文教委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員

文教委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員

文教委員

同日議長から左の議案が撤回された。

同日議長から左の議案が撤回された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(峯山)

昭範君外一名発議)

同日議員から左の質問主意書が提出された。

沖縄の復帰前の民間車検所(指定検査人)の取扱

いに関する質問主意書(倉屋武真榮君提出)

同日議長は、去る三日逝去された衆議院議員佐藤榮作君に対し弔詞を贈呈した。

昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

同

法務委員

外務委員

同

同

大蔵委員

文教委員

社会労働委員

通信委員

同

建設委員

同

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

地方行政委員

同

法務委員

外務委員

同

同

同

大蔵委員

文教委員

社会労働委員

通信委員

同

建設委員

同

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

同

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員

昭和五十年六月十八日 参議院會議録第十六号

議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

六二〇

同 塚田 大願君

長は即日これを運輸委員会に付託した。

同日委員会において選任した理事は左の通りである。

水先法の一部を改正する法律案

外務委員会

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

理事 寺本 広作君 (木内四郎君の補欠)

油濁損害賠償保障法案

運輸委員会

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

理事 前川 且君 (瀬谷英行君の補欠)

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律案

同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

同日委員長から左の報告書が提出された。

伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案

文化財保護法の一部を改正する法律案可決報告書

(渡辺武君外四名発議) 商工委員会に付託

外国人漁業の規制に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

政治資金規正法の一部を改正する法律案 (岩間正男君外一名発議)

宅地開発公団法案 (第七十二回国会開法第四三三号) 可決報告書

公職選挙法改正に関する特別委員会に付託

米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問主意書

同日議員石本茂君外五名から委員会審査省略要求書を附して左の議案が提出された。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議案

同日衆議院から左の議案が提出された。よつて議

長は即日これを運輸委員会に付託した。

参議院議長 河野 謙三殿

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問主意書

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

参議院議長 河野 謙三殿

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問主意書

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問主意書

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問主意書

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問主意書

参議院議長 河野 謙三殿

答弁書を送付する。

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員秦豊君提出米軍のベイスック・ドクトリンと自衛隊との関連に関する質問に対する答弁書

おける航空宇宙部隊、強度の核作戦における航空宇宙部隊並びに空軍の特殊作戦について、それぞれ部隊運用の基本的な原則を記述している。

三、について

陸上自衛隊及び海上自衛隊においては、米軍の同種資料を訓練資料としておらず、また、することについて検討していない。

昭和五十年六月十八日 参議院會議録第十六号

六三二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一一〇円

發行所

東京都港区赤坂表町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)